

地域生活支援拠点等に関連する加算について（概要版）

サービス種類	加算名等	加算単位等	算定要件
計画相談支援 障害児相談支援	地域生活支援拠点等 相談強化加算	700単位／回 （短期入所事業所への受入れ 実績（回数）に応じて、月 4回を限度）	拠点等である事業所が、障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた者の家族等からの要請に基づき、速やかに指定短期入所事業者に対して当該要支援者に関する必要な情報の提供及び当該指定短期入所の利用に関する調整を行った場合
	地域体制強化 共同支援加算	2,000単位/月	拠点等である指定特定相談支援事業所の相談支援専門員又は相談支援員と福祉サービスを提供する事業者の職員等が、支援が困難な利用者に対して、会議により情報共有及び支援内容を検討し、在宅での療養又は地域において生活する上で必要となる説明及び指導等の必要な支援を共同して実施するとともに、地域課題を整理し、協議会に報告を行った場合
	地域生活支援拠点等 機能強化加算	500単位／月 （拠点コーディネーター1名 につき100回／月を上限） ※本加算の算定を希望する場合には、事前にお問い合わせください。	拠点等である事業所において、計画相談支援・障害児相談支援（※機能強化型（継続）サービス利用支援費（Ⅰ）又は（Ⅱ）を算定する場合に限る。）、自立生活援助、地域移行支援・地域定着支援のサービスを同一の事業所において一体的に提供しており、拠点コーディネーター（市町村及び拠点関係機関の相互の有機的な連携及び調整等の業務に従事する者）が常勤で1人以上配置されている事業所として市町村長が認める等の要件を満たす場合
地域移行支援	- 障害福祉サービスの体験利用加算（Ⅰ） - 障害福祉サービスの体験利用加算（Ⅱ）	- 障害福祉サービスの体験利用加算（Ⅰ） 初日から5日目まで 500単位/日 ＋50単位/日 （拠点等の場合） - 障害福祉サービスの体験利用加算（Ⅱ） 6日から15日目まで 250単位/日 ＋50単位/日 （拠点等の場合）	障害福祉サービスの体験的な利用支援を提供した場合 ※拠点等である事業所において、市町村及び拠点関係機関との連携担当者を1名以上配置した場合に、50単位/日を加算。 ※15日を限度として加算。
地域移行支援	- 体験宿泊加算（Ⅰ） - 体験宿泊加算（Ⅱ）	- 体験宿泊加算（Ⅰ） 単身生活に向けて体験的な宿泊を行った場合 300単位/日 ＋50単位/日 （拠点等の場合） - 体験宿泊加算（Ⅱ） 夜間及び深夜の時間帯を通じて必要な見守り等の支援が必要な場合であって、当該体験宿泊場所に夜間支援従事者を配置または少なくとも一晩につき複数回以上、当該体験宿泊場所への巡回による支援により、単身生活に向けた体験的な宿泊支援を行った場合 700単位/日 ＋50単位/日 （拠点等の場合）	「体験宿泊加算（Ⅰ）」…障害福祉サービスの体験的な宿泊支援を提供した場合 「体験宿泊加算（Ⅱ）」…障害福祉サービスの体験的な宿泊支援を提供し、かつ、当該地域相談支援給付決定障害者の心身の状況に応じ、当該地域相談支援給付決定障害者に対して夜間及び深夜の時間帯を通じて必要な見守り等の支援を行った場合 ※拠点等である事業所において、市町村及び拠点関係機関との連携担当者を1名以上配置した場合に、50単位/日を加算。 ※「体験宿泊加算（Ⅰ）」及び「体験宿泊加算（Ⅱ）」を合計して15日を限度として加算。

地域生活支援拠点等に関連する加算について（概要版）

サービス種類	加算名等	加算単位等	算定要件
日中活動系サービス事業所 （生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型）	- 障害福祉サービスの体験利用支援加算（Ⅰ） - 障害福祉サービスの体験利用支援加算（Ⅱ）	- 障害福祉サービスの体験利用支援加算（Ⅰ） 初日から5日目まで 500単位/日 ＋50単位/日 （拠点等の場合） - 障害福祉サービスの体験利用支援加算（Ⅱ） 6日から15日目まで 250単位/日 ＋50単位/日 （拠点等の場合）	障害者支援施設等において、生活介護を利用する利用者が、地域移行支援の障害福祉サービスの体験的な利用支援を利用する場合において、障害者支援施設等の従業者が、 ① 体験的な利用支援の利用の日において、昼間の時間帯における介護等の支援を行った場合 ② 障害福祉サービスの体験的な利用支援に係る指定一般相談支援事業者との連絡調整その他の援助を行った場合 ※拠点等である事業所において、市町村及び拠点関係機関との連携担当者を1名以上配置した場合に、50単位/日を加算。 ※15日を限度として加算。
	緊急時受入加算	100単位/日	拠点等である生活介護事業所等において、利用者（施設入所者を除く。）の障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた場合において、当該利用者又はその家族等からの要請に基づき、夜間に支援に行った場合 ※指定短期入所等のサービスを代替するものではないこと。 ※当該事業所に滞在するために必要な就寝設備を有していること及び夜間の時間帯を通じて1名以上の職員が配置されていること。 ※市町村及び拠点関係機関との連携担当者が1名以上配置されていること。
施設入所支援	地域移行促進加算（Ⅰ）	120単位/日	拠点等である障害者支援施設等に入所する利用者が、指定地域移行支援の体験的な宿泊支援を利用する場合において、当該障害者支援施設等の従業者が、体験的な宿泊支援に係る地域移行支援事業者との連絡調整その他の相談援助を行った場合 ※市町村及び拠点関係機関との連携担当者が1名以上配置されていること。
	地域移行促進加算（Ⅱ）	60単位/月 （1月に3回を限度）	拠点等である障害者支援施設等に入所する利用者に対して、地域生活への移行に向けた支援（宿泊を伴わないものに限る。）を実施した場合 （例） - 共同生活援助事業所や、生活介護等（障害者支援施設と併設しているものは除く）の通所事業所への見学や事業所内での食事の体験 - 地域の活動（自治会等の地域様々な主体が開催する催し等）への参加 - 現に1人暮らしをしている障害者の生活状況の見学 - 買い物や公共交通機関の利用等の地域の暮らしを想定した体験 ※市町村及び拠点関係機関との連携担当者が1名以上配置されていること。
訪問系サービス事業所 （居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援）	緊急時対応加算	100単位/回 （利用者1人につき 月2回を限度） ＋50単位/回 （拠点等の場合）	「居宅における身体介護が中心である場合」及び「通院等介助（身体介護を伴う場合）が中心である場合」について、利用者又はその家族等からの要請に基づき、指定居宅介護事業所等のサービス提供責任者が計画等の変更を行い、当該指定居宅介護事業所等の居宅介護従業者が当該利用者の居宅介護計画において計画的に訪問することとなっていない指定居宅介護等を、緊急に行った場合 ※拠点等である事業所において、市町村及び拠点関係機関との連携担当者を1名以上配置した場合に、50単位/日を加算。

地域生活支援拠点等に関連する加算について（概要版）

サービス種類	加算名等	加算単位等	算定要件
自立生活援助	・緊急時支援加算（Ⅰ） ・緊急時支援加算（Ⅱ）	・緊急時支援加算（Ⅰ） 居宅等への訪問又は一時的な滞在による支援を行った場合 711単位／日 ＋50単位／日 （拠点等の場合） ・緊急時支援加算（Ⅱ） 電話による相談援助を行った場合 94単位／日	・「緊急時支援加算（Ⅰ）」…利用者の障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた場合において、当該利用者又はその家族等からの要請に基づき、深夜に速やかに当該利用者の居宅等への訪問又は一時的滞在による支援を行った場合 ※拠点等である事業所において、市町村及び拠点関係機関との連携担当者を1名以上配置した場合に、50単位/日を加算。 ・「緊急時支援加算（Ⅱ）」…利用者の障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた場合において、当該利用者その家族等からの要請に基づき、深夜に電話による相談援助を行った場合 ※「緊急時支援加算（Ⅰ）」を算定している場合は、加算しない。
地域定着支援	・緊急時支援費（Ⅰ） ・緊急時支援費（Ⅱ）	・緊急時支援費（Ⅰ） 居宅等への訪問又は一時的な滞在による支援を行った場合 734単位／日 ＋50単位／日 （拠点等の場合） ・緊急時支援費（Ⅱ） 深夜（午後10時から午前6時まで）に電話による相談援助を行った場合 98単位／日	・「緊急時支援費（Ⅰ）」…利用者の障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた場合に、において、利用者又はその家族等からの要請に基づき、速やかに利用者の居宅等への訪問又は一時的な滞在による支援を行った場合 ※拠点等である事業所において、市町村及び拠点関係機関との連携担当者を1名以上配置した場合に、50単位/日を加算。 ・「緊急時支援費（Ⅱ）」…利用者の障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた場合に、において、利用者又はその家族等からの要請に基づき、深夜（午前10時から午前6時までの時間をいう。）に電話による相談援助を行った場合
短期入所	地域生活支援拠点等である場合の加算	・利用者に対し、指定短期入所又は共生型短期入所を行った場合に、利用を開始した日について所定単位数に加算 ＋100単位 ／利用開始日のみ ・指定障害者サービス事業所等、医療機関、市町村、基幹相談支援センター、その他の関係機関との連携及び調整に従事する者を配置し、医療的ケア児者、重症心身障害児者または行動関連項目合計点数が10点以上である者を支援した場合はさらに加算 ＋200単位	※当該事業所が地域生活支援拠点等である場合